

武蔵野市の内部統制制度について（案）

1 内部統制の基本的な考え方（総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）より）

内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②報告の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の 4 つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング（監視活動）及び⑥ I C T（情報通信技術）への対応の 6 つの基本的要素から構成されます。

この定義を踏まえると、地方公共団体における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであるとされています。

2 本市におけるこれまでの取組と内部統制の関係

本市では、過去に生じた職員による横領事件や市税滞納者台帳の紛失事案を契機に、全庁的なリスクマネジメントに取り組んできました。現金事故防止を目的とした会計事務検査を毎年実施し、また、平成 23 年度に設置した危機管理検討委員会においては、リスクの洗い出しや分類等を行ったうえで、全庁的なリスクマネジメントの取組の方向性について取りまとめました。その後も、平成 27 年度から実施しているリスクマネジメント強化月間の取組や、令和 2 年度に設置したリスクマネジメント委員会における検討など、具体的なリスク対応策の検討及び実施並びに職員の意識啓発を行い、内部統制の基本的な考え方に沿った取組を実施してきました。

3 本市独自の内部統制制度の導入

内部統制の基本的な考え方に沿った取組を実施してきた一方で、それらの取組は体系的な整理ができていない等の課題がありました。そこで、これまでの取組を継承しつつ、更に発展させる形で、本市独自の内部統制制度を導入することとしました。本市における内部統制制

度とは、①基本方針を定め、②方針に基づく取組を実施し、③取組の結果を毎年度報告書にまとめ公表し、④継続的な改善を図るという一連の流れを指し、もって更なる事務の適正化と信頼される市政の実現を目指します。

4 内部統制制度基本方針の策定及び公表

本市の内部統制制度の取組の方向性を示すため、基本方針を策定し、公表します。基本方針は、本市を取り巻く状況の変化や、内部統制制度に係る取組の整備状況、運用状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

5 内部統制制度の対象とする事務

本市における全ての事務を対象とします。

6 内部統制制度の対象とする組織

市長部局のほか、市長の権限が及ぶ範囲内で、他の行政委員会事務局や議会事務局も対象とします。

7 内部統制制度の取組

(1) 全庁的な体制の整備

ア 内部統制推進本部の設置

市長の意識を共有し、内部統制に係る重要事項の決定等を行うため、市長を長とし、副市長及び部長級職員で構成する会議体を設置します。

イ 内部統制推進・評価委員会の設置

内部統制制度における具体的な取組を検討し、内部統制を推進するとともに、体制の整備状況等について評価するため、総務部長を長とし主に管理部門の部課長級職員で構成する会議体を設置します。

(2) 各種規則等や既存の取組の整理及び運用状況の確認

ガイドラインに示されている内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目を参考に、各種規則等や既存の取組の整理及び運用状況の確認を行います。

(3) 業務レベルのリスク対応策の整備及び運用状況の確認

毎年度優先的に取り組む業務レベルのリスクを選定し、当該リスクの発生を防ぐための対応策を検討するとともに、対応策の運用状

況を確認します。

(4) 報告書の作成及び公表

上記取組について、毎年度、内部統制制度報告書としてまとめ、公表します。

8 職層ごとの役割

市長	内部統制に関する最高責任者
副市長	最高責任者を補佐する統括責任者
各部長	各部の部門責任者
各課長	実務責任者
職員	内部統制の実務者

9 監査委員との連携

内部統制制度の取組にあたっては、監査委員の知見を活かすことが効果的であると考えられるため、監査委員との情報共有及び意見交換を密に行っていきます。